

## 久喜市業務用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この告示は、事業所から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を設置する事業者に対し、予算の範囲内において久喜市業務用生ごみ処理機設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この告示において、「業務用生ごみ処理機」とは、微生物又は電気等を用いて生ごみを乾燥、分解又は発酵させることにより当該生ごみを減量し、堆肥化又は飼料化する機器をいう。
- 2 この告示において、「事業所」とは、個人又は法人が事業活動を行う事務所その他の建物をいう。
- 3 この告示において、「個人」とは、個人事業を営む者をいう。
- 4 この告示において、「法人」とは、商業登記を行った者をいう。

### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、処理機を設置し生ごみを処理しようとする個人又は法人とし、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の事業所に設置する処理機の購入及び設置にかかる経費とする。

- 2 補助金の交付は、一事業所につき1会計年度に1回とする。
- 3 補助金の交付の対象となる処理機の台数は、一事業所につき1台とする。ただし、補助対象者が市内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所を一事業所とみなすものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、業務用生ごみ処理機設置費補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 仕様書又はパンフレットの写し
- (3) 処理機の設置(予定)場所が確認できる配置図
- (4) 履歴事項全部証明書(個人の場合は、個人事業の開業届出書の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第8条第2項の規定による補助金の交付を決定する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) やむを得ない事由がある場合を除き、補助金の額の確定した日の属する会計年度の終了後5年間以上継続して処理機を使用すること。
- (2) 補助を受けて設置した処理機を適正に管理すること。

(3) 処理機によって発生した堆肥又は飼料については、適正に処分すること。

(4) 市長から処理機の稼働の状況等についての報告の求めがあったときは、これに応じること。

(交付決定等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、業務用生ごみ処理機設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、業務用生ごみ処理機設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、業務用生ごみ処理機設置費補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）のとおりとする。

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、業務用生ごみ処理機設置費補助金交付決定変更・取消通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、業務用生ごみ処理機設置費補助金実績報告書（様式第6号）のとおりとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 処理機を設置した状態が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の3月31日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による通知は、業務用生ごみ処理機設置費補助金

額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、業務用生ごみ処理機設置費補助金請求書（様式第8号）により市長に補助金の請求をするものとする。

（書類等の保管）

第13条 規則第20条の規定により整備した書類及び帳簿等は、補助金の額の確定した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱等を廃止する訓令（令和5年久喜宮代衛生組合訓令第2号）により廃止された廃止前の久喜宮代衛生組合業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱（平成14年久喜宮代衛生組合訓令第10号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。